

令和 6年度第 8号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を不存在的のため不開示とした決定は妥当ではないため、これを取り消し、改めて開示又は不開示を決定すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年 4月 3日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 令和〇年〇月〇日に請求者に対し、〇区長が行った教育・保育給付認定（以下「本件給付認定」という。）において、発達援助の事由では認定できず、求職活動の事由で認定するに至った経緯、理由が分かる決裁文書等一切の文書（以下「本件保有個人情報」という。）

(2) 請求者が令和〇年〇月〇日付で提出した保育所等利用申込（利用児童審査請求人の子）に対する利用調整基準表におけるランク、調整指数がわかるもの

2 同月17日、実施機関は、本件開示請求に対して、(2)については利用調整対象者名簿を特定したうえで開示し、(1)については次の理由により不開示とした一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

開示となる文書が不存在的のため不開示とします。

3 同月24日、審査請求人は、本件処分のうち本件保有個人情報を不開示とした処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求にかかる文書が不存在的であるため不開示という処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書、口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和〇年〇月に本件給付認定を発達援助の事由で申請したにも関わらず、

求職活動の事由で令和〇年〇月〇日まで有効の認定を受けたが、本来は発達援助の事由で令和〇年〇月〇日まで有効の認定を受けることができた。つまり、実施機関は審査請求人に対して有効期間が短い不利な処分を行ったことになる。

(2) 申請者に対して不利な処分を行う場合は、申請者からの苦情、不服審査請求等に対応するため、処分の経緯や理由について説明できるよう何らかの記載をし、上司の決裁を受けるのが通常の事務処理手順である。したがって、何らかの経緯や理由は、①決裁文書、②事務処理の手引き、③民生子ども課内でのみ共有されているマニュアルのいずれかに記載があるはずで、①から③の文書が存在とは考えられない。

(3) 審査請求人の配偶者は求職活動をしていないにも関わらず、区役所担当職員に促されて虚偽の求職活動申立書を提出した。求職活動申立書の提出は、区役所の複数の担当者から必要との回答を得ているため、一人の担当者が誤認していたとは考えられず、また他の区役所でも同様の事例が多数確認されていることから、発達援助の事由で申請があった場合でも、求職活動の事由で認定することが記載されている事務マニュアル等が存在しているものと思量される。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 令和〇年〇月〇日、実施機関は審査請求人から審査請求人の子に係る保育利用申込書を受理した際、障害児保育指導委員会（以下「指導委員会」という。）で認定を受けないと発達援助の事由を満たさないという誤った認識において、認定を受けるまでの間の事由として、求職活動の事由での申請を案内し、その申請に基づいて事務処理を行った。
- 2 審査請求人は、実施機関が発達援助の事由では認定できず求職活動の事由で認定するに至った経緯、理由がわかる決裁文書等一切の文書についての開示を求めたが、上記の通り、誤った認識において認定の事務処理を行ったものであり、その経緯、理由がわかる決裁文書等は、事実として存在しないことから不存在として不開示の決定をしたものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報をもとに不存とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 教育・保育給付認定について

ア 本件給付認定は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）に基づく、子ども・子育て支援給付の給付事業の一つである。給付の種類は、支援法第 8条で定めるとおり、「子どものための現金給付」と「子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付」の二つがあり、本件給付認定は後者に係る事業であり、保育の必要性を認定するものである。保育の必要性は、国が定める支援法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第 263号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）並びに名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号。以下「施行細則」という。）及び子ども・子育て支援法等に関する事務取扱要綱で認定基準等を定めている。保育施設を利用しようとする保護者は、保育の必要性を認定する教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）を受け、保育施設の利用申込をする必要があり、名古屋市ではこれらが同時申請できる形となっている。

イ 発達援助を保育の必要性の事由とすることは、施行細則で定められており、名古屋市が独自で設けた認定事由である。給付認定申請及び保育施設の利用申込を発達援助の事由で行う場合、①愛護手帳等を所持していること、又は②指導委員会において児童が障害児保育対象児童として認定されることが必要である。

ウ 発達援助の事由で給付認定の申請があった場合、児童が愛護手帳等を所有しておりかつ発達援助以外の他の事由に該当しない場合は、発達援助の事由で、愛護手帳等及び発達質問票をもって申請及び認定ができる旨が、保育事務全般について定めている保育事務の手引き（以下「手引き」という。）に記載がされている。なお、発達援助の事由に該当する場合であっても、求職活動等、他の事由に該当すれば、発達援助以外の事由で給付認定することとなる。

(2) 本件給付認定に係る事務誤りについて

本件給付認定及び保育利用申込に係る事務について実施機関に確認したところ、実施機関からは、次のとおり説明があった。

ア 実施機関においては、発達援助の事由で給付認定の申請があった場合、愛護手帳の所有の有無に関わらず、指導委員会で認定されなければならないとの誤認識があり、指導委員会で認定されるまでの期間、発達援助以外の別の事由で給付認定の申請を受け付けるために、保護者の求職活動申立書等の提出を慣例的に求めていた。本件においては、審査請求人の配偶者は求職活動をしていなかったにもかかわらず求職活動申立書の提出を求め、提出された求職活動申立書に基づき求職活動の事由で給付認定を行った。

イ 給付認定に係る事務については、公平性を保つため、市統一の共通マニュアルで受付事務等を行うことが大切であると認識しており、唯一のマニュアルである手引きに基づき事務を進めている。当該手引き以外に給付認定に係る事務について担当職員間で共有している文書は存在しない。

ウ 給付認定に係る誤った事務処理手順を記載したマニュアル等は存在せず、給付認定に係る事務処理の手順や手引きの解釈については、一部口頭で引継ぎが行われており、上記アの誤認識やその事務処理手順は、口頭による引継ぎによるものであった。

エ なお、今回の誤認識が発覚した後、改めて実施機関においては、発達援助の事由で給付認定の申請があった際に、保育が必要な子の状態が、手引きの中の障害児保育対象児認定基準表のいずれかに該当し、指導委員会において障害児認定を受けた又は認定を受けることが見込まれる場合で、かつ発達援助以外の他の事由に該当しない場合は、発達援助の事由で申請及び認定ができる旨の周知徹底がされている。

(3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、本件給付認定において、発達援助の事由では認定できず、求職活動の事由で認定するに至った経緯、理由が分かる決裁文書等一切の文書である。

イ 審査請求人は、実施機関が審査請求人に対して有効期間が短い不利な処分を行ったのであるから、審査請求人からの苦情、不服審査請求等に

対応するため、処分の経緯や理由について説明できるよう、決裁文書、事務処理の手引き、民生子ども課内のみで共有されているマニュアルのいずれかに、何らかの経緯や理由の記載があるはずと主張しているため、この点について判断する。

(ア) 実施機関は、本件保有個人情報につき、本件給付認定は、上記(2)アのとおり、実施機関が誤った認識において事務処理を行ったものであり、当時はそれが正しいやり方と認識していたため、決裁文書等に経緯、理由を特別に記載する必要性を認めていなかった以上、発達援助の事由では認定できず求職活動の事由で認定するに至った経緯、理由は決裁文書等に記載しておらず、したがって、本件保有個人情報に該当する決裁文書等は存在しないと主張している。

(イ) しかしながら、審査請求人が求める本件保有個人情報は、経緯、理由を記載しなかった決裁文書に限らず、本件給付認定に係る決裁文書等一切の文書であることに鑑みると、上記(2)の事務誤りにより発達援助の事由ではなく求職活動の事由によりなされた本件給付認定決裁と、本件給付認定に係る他の関係資料が含まれると考えられる。

(ウ) 実施機関は、本件給付認定において、令和〇年〇月保育所 1次入所選考会議結果についてと題した決裁文書を作成している。また、保育給付認定申請書等を基に職員がシステム入力した情報に基づき出力される保育利用申込台帳と、保育給付認定申請書等を突合して点検し、処理チェック表に確認結果を記入することにより、決裁前に、組織的に内容確認を行っていたほか、本件給付認定の内容が記載された支給認定・利用保留一覧を保有していた。

(エ) したがって、本件保有個人情報には上記(ウ)のとおり、令和〇年〇月保育所 1次入所選考会議結果についてと題した決裁文書及び本件給付認定に係る関係資料が含まれると解することが適当であると考えられる。

(4) 以上から、本件保有個人情報を不存在のため不開示とした実施機関の決定は妥当ではないと認められるため、これを取り消し、本件給付認定決裁及び本件給付認定に係る関係資料等を特定するとともに、本件開示請求の対象となる情報が他に存在しないかを改めて探索し、存在する場合にはそれらも特定し、改めて開示又は不開示の決定をすべきである。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会からの付言

本件開示請求においては、「〇区長が行った教育・保育給付認定において、発達障害では認定できず、求職活動の事由で認定するに至った経緯、理由が分かる決裁文書等一切の資料」が求められていたところ、本件給付認定に係る決裁等の関係文書を開示対象文書として特定しなかったことは、本件開示請求の趣旨に照らして適切ではなく、実施機関は審査請求人が求める保有個人情報の範囲を不当に限定的に解釈していたといえる。

実施機関は、審査請求人に請求の趣旨を確認し、審査請求人が求める保有個人情報に該当するか否かを、十分検討すべきであった。

また、本件開示請求が行われた直接の原因が「本件給付認定に向けて発達援助の事由に基づいて申請されていたにもかかわらず、求職活動の事由で給付認定した」という実施機関の明確な事務誤りに端を発するものであり、本件の審査請求人の主張に鑑みると、審査請求人は、自身の子の本件給付認定の誤りを契機として市政に不信感を抱き、本件開示請求及び本件審査請求に至ったことが認められる。

実施機関において、担当する事務事業の遂行に当たって事務誤り等が発生しないように慎重な手続きを行うべきことはいうまでもないが、結果として、事務誤りが発生した場合は、実施機関は、利害関係人に対し、より一層適切な説明が求められる。

実施機関においては、今後その担任する事務事業の遂行にあたって、適切かつ十分な説明が果たされるよう努められたい。

第 8 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 5月10日	本件審査請求に係る諮問書の受理
6月12日	本件審査請求に係る弁明書の受理
7月 3日	本件審査請求に係る反論意見書受理
令和 6年 3月15日 (令和 5年度第12回)	調査審議
4月19日 (令和 6年度第 1回)	調査審議
5月17日 (令和 6年度第 2回)	調査審議

6月14日 (令和 6年度第 3回)	調査審議
7月19日 (令和 6年度第 4回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
8月 9日 (令和 6年度第 5回)	調査審議
9月20日 (令和 6年度第 6回)	調査審議
10月16日	本件審査請求に係る実施機関の提出資料（質問・ 確認事項）受理
10月18日 (令和 6年度第 7回)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月15日 (令和 6年度第 8回)	調査審議
12月20日 (令和 6年第 9回)	調査審議
12月25日	本件審査請求に係る審査請求人の主張書面受理
令和 7年 1月17日 (令和 6年第10回)	調査審議
2月21日 (令和 6年第11回)	調査審議
3月24日	答申